

交付図書の訂正について

令和5年8月4日付けで入札公告を行った「令和5年度 東北支社管内 事業効果検討業務」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和5年8月25日

契約責任者

東日本高速道路株式会社
東北支社長 田仲 博幸

【訂正内容】

- ・入札公告（説明書）
- ・特記仕様書（案）

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

別 添

正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前	訂正後
入札公告（説明書） 2. 入札手続き日程 2-2 契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和5年8月25日 まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。	入札公告の日 から 令和5年9月1日 まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
入札公告（説明書） 2. 入札手続き日程 2-3 参加表明書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日 から 令和5年8月25日 16時00分まで ※共通入札公告 4-3-1 及び 4-3-5～4-3-11 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。	【提出期限】 入札公告の日 から 令和5年9月1日 16時00分まで ※共通入札公告 4-3-1 及び 4-3-5～4-3-11 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。

別 添

正 誤 表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	訂正前	訂正後				
<p>特記仕様書（案）</p> <p>1-4 現場作業責任者</p> <p>1-4-2 現場作業責任者の資格要件</p>	<p>1-4-2 現場作業責任者の資格要件</p> <p>本業務における現場作業責任者は、次表に示す要件に該当するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>下記のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①環境計量士[濃度関係]又は環境計量士[騒音振動関係]の資格を有し、計量法による登録を行っている者</p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（環境部門－環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔総合技術監理部門（建設部門－建設環境）〕又は技術士〔環境部門（環境保全計画、環境測定、環境影響評価、建設環境）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p> <p>③RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者</p> <p>④環境アセスメント士[生活環境部門]の資格を有し、環境アセスメント士認定資格制度による登録を行っている者</p> <p>外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	要 件	<p>下記のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①環境計量士[濃度関係]又は環境計量士[騒音振動関係]の資格を有し、計量法による登録を行っている者</p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（環境部門－環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔総合技術監理部門（建設部門－建設環境）〕又は技術士〔環境部門（環境保全計画、環境測定、環境影響評価、建設環境）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p> <p>③RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者</p> <p>④環境アセスメント士[生活環境部門]の資格を有し、環境アセスメント士認定資格制度による登録を行っている者</p> <p>外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者とする。</p>	<p>1-4-2 現場作業責任者の資格要件</p> <p>本業務における現場作業責任者は、次表に示す要件に該当するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>下記のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①環境計量士[濃度関係]又は環境計量士[騒音振動関係]の資格を有し、計量法による登録を行っている者</p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（環境部門－環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔総合技術監理部門（建設部門－建設環境）〕又は技術士〔環境部門（環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔建設部門（建設環境）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p> <p>③RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者</p> <p>④環境アセスメント士[生活環境部門]の資格を有し、環境アセスメント士認定資格制度による登録を行っている者</p> <p>外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	要 件	<p>下記のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①環境計量士[濃度関係]又は環境計量士[騒音振動関係]の資格を有し、計量法による登録を行っている者</p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（環境部門－環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔総合技術監理部門（建設部門－建設環境）〕又は技術士〔環境部門（環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔建設部門（建設環境）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p> <p>③RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者</p> <p>④環境アセスメント士[生活環境部門]の資格を有し、環境アセスメント士認定資格制度による登録を行っている者</p> <p>外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者とする。</p>
要 件						
<p>下記のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①環境計量士[濃度関係]又は環境計量士[騒音振動関係]の資格を有し、計量法による登録を行っている者</p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（環境部門－環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔総合技術監理部門（建設部門－建設環境）〕又は技術士〔環境部門（環境保全計画、環境測定、環境影響評価、建設環境）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p> <p>③RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者</p> <p>④環境アセスメント士[生活環境部門]の資格を有し、環境アセスメント士認定資格制度による登録を行っている者</p> <p>外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者とする。</p>						
要 件						
<p>下記のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①環境計量士[濃度関係]又は環境計量士[騒音振動関係]の資格を有し、計量法による登録を行っている者</p> <p>②技術士〔総合技術監理部門（環境部門－環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔総合技術監理部門（建設部門－建設環境）〕又は技術士〔環境部門（環境保全計画、環境測定、環境影響評価のいずれか）〕、技術士〔建設部門（建設環境）〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p> <p>③RCCM（建設環境部門）の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者</p> <p>④環境アセスメント士[生活環境部門]の資格を有し、環境アセスメント士認定資格制度による登録を行っている者</p> <p>外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、予め技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者とする。</p>						